平成２５年（フ）第６０３０号
東京都千代田区神田神保町１丁目42番地
破産者　株式会社ボードスマート
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６０５８号
東京都多摩市和田1197―９
破産者　栫　　一哉
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６８４９号
東京都豊島区池袋１丁目８番７号
破産者　株式会社慶
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６８５０号
東京都豊島区池袋１丁目８番７号
破産者　株式会社慶ネクスト
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６９７８号
東京都渋谷区神宮前６―23―17ロフティ原宿６階
破産者　株式会社ハッピータウンラボ
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７７４９号
東京都品川区東品川１丁目23―４―302
破産者　香川総一朗
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８１６７号
埼玉県蕨市中央３丁目10―９　パークハイツＡ104
破産者　加藤セツ子
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８２５３号
東京都渋谷区大山町45番14号
破産者　スーパー・スタジオ株式会社
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８２５５号
東京都世田谷区豪徳寺１丁目42―15
破産者　佐藤　豊彦
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８２７３号
東京都北区昭和町３丁目９―４―201、開始決定時の住所東京都墨田区東向島２丁目12―８―1001
破産者　山口　翔平
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８３９１号
東京都江東区北砂７丁目９―17―201
破産者　石原　英一
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９０４１号
埼玉県さいたま市南区内谷６丁目９―25―403、開始決定時の住所埼玉県さいたま市浦和区常盤１丁目１―７―602
破産者　元山　英夫
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９１０１号
神奈川県藤沢市湘南台４丁目37―７
破産者　宮川　弘行
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９１２４号
東京都北区赤羽西６丁目５―10―101
破産者　齋藤　重好
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９２４４号
東京都千代田区外神田５丁目４番６号
破産者　株式会社マルオシステム総研
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９２４５号
東京都練馬区北町６丁目24―204
破産者　黄木　精治
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９４８５号
東京都練馬区光が丘３丁目３番１―815号
破産者　有限会社神崎工務店
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９４８６号
東京都練馬区旭町２丁目39―２―104
破産者　高橋　末行
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９４８７号
東京都練馬区旭町２丁目39―２―104
破産者　高橋ミツ子
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９５２２号
神奈川県川崎市高津区溝口１丁目８番２号
破産者　有限会社ティー・ジー・ビー
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９５２３号
神奈川県川崎市多摩区生田３丁目４―１―201、開始決定時の住所神奈川県川崎市多摩区宿河原２丁目37―９　サンファーストＡ201
破産者　田端　允博
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９５６８号
東京都江戸川区本一色３丁目８番６号
破産者　有限会社マルナカ産業
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部